

川崎市営霊園

壁面型墓所設備設置について

壁面型墓所をお使いいただくにあたり、次のような制限がありますのでご注意ください。

1 設備設置申請について

壁面型墓所へ、名板、墓誌、水鉢、花立て、線香立てを設置するときは、次の手続きが必要です。

(1) 申請書類

- ア 設備設置申請書（早野聖地公園事務所にあります）
- イ 設置物の図面（形状寸法・材質を明記したもの）
- ウ 墓地利用許可証（写し）

(2) 申請について

- ア 申請場所 早野聖地公園事務所
- イ 申請受付時間 8時30分から17時30分まで（毎週木曜日を締切日とする）
- ウ 許可書発行日 締切日までに受け付けた申請について翌週の木曜日

2 設備設置申請内容について

申請に基づく設備設置許可を受けた次の設備に限り、所定の場所に設置することができます。

(1) 名板について

- ア 名板は、縦14.6cm、横41.6cm、厚さ2cm以上2.5cm以下の腐朽、腐食及び破損のしにくい材質のものとしてください。
- イ 固定は、墓石に影響のでないもので行い、モルタル等による接着はできません。
- ウ 利用場所の誤り等を防止するため、早期に設置するようにしてください。
- エ 墓碑は、原則として利用者又は埋蔵者の家名もしくは抽象的表現としていただきます。（利用者の家名とすることができない等、特別な事情がある場合にはご相談ください）

(2) 附帯設備について（参照図面1-B）

- ア 墓誌、花立て、水鉢は、高さが台石から35cmの範囲内で、かつ、幅及び奥行きがそれぞれ台石の範囲内で、腐朽、腐食及び破損のしにくい材質のものとしてください。
- イ 墓誌、花立て、水鉢、線香立てを台石、墓石へモルタル等で接着することは禁止します。

(3) 拝石の上に設置する線香立てについて（参照図面1及び2）

- ア 設置場所は、拝石範囲内としてください。
- イ 寸法は参照図面2（基本形状）の各寸法以内を原則とし、風の影響を受けない構造としてください。
- ウ 線香立てを拝石へモルタル等で接着することは禁止します。

3 禁止事項について

- (1) 竹木もしくは草花を植栽したり、設備の形状を変更したり、施設に囲い等を設けることはできません。
- (2) 定められた場所であっても、許可を受けずに設備を設置することはできません。
- (3) 利用者以外の方が、設備設置の申請者となることはできません。

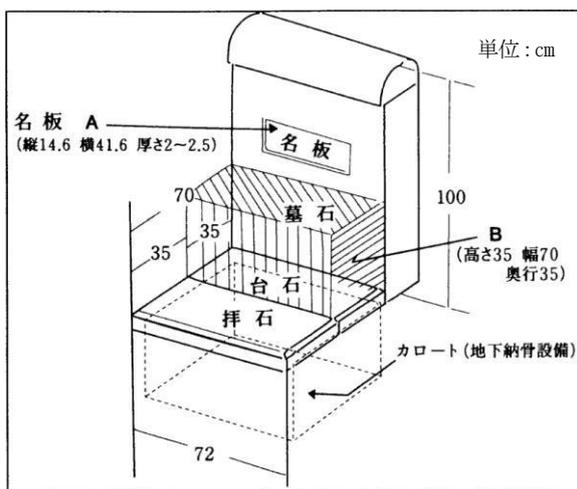
4 その他の注意事項

- (1) 車両の進入は、壁面型墓所入口の車止めまでとなりますのでご注意ください。
- (2) 申請から許可まで最長で2週間かかりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 各設置物は、容易に移動できる状態で、定められた場所に設置してください。
- (4) 無許可の設備については、撤去及び現状に復していただきます。
- (5) 許可内容と異なる設備については、改善又は撤去していただきます。
- (6) 規格等の条件を満たしていても、公序良俗に反するものは、許可できません。
- (7) 名板、墓誌、花立て、水鉢、線香立て等の盗難、損傷等の一切の責は負いかねますのでご承知おきください。
- (8) 設備は、墓石、台石等施設を傷つけないよう慎重に設置してください。
- (9) 塔婆は、立てることができません。

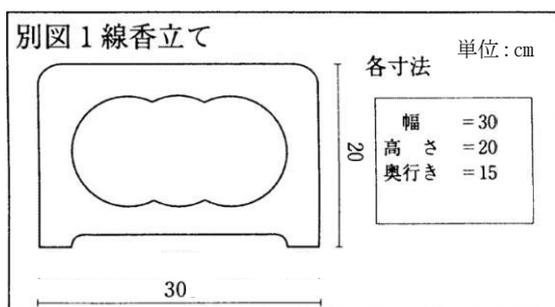
5 手続きのあらまし

1	申請書の提出	必要書類関係……設備設置申請書、設置物の図面 墓地利用許可証（写し） 申請受付日……毎週木曜日を締切日とします。 受付時間は8時30分から17時30分
↓		
2	許可書の交付	許可書交付日……締切日の翌週の木曜日 手数料は無料です。
↓		
3	設備設置	許可書の交付を受けてから設置してください。
↓		
4	完了届の提出	設備の設置が完了し次第、完了届を提出してください。 後日、事務所にて設置状況の検査を行います。

参照図面 1



参照図面 2 (基本形状)



※宗教上の理由等で、拝石の上に線香立てに代わる設備の設置を希望する場合は、あらかじめ事務所にご相談ください。

お問い合わせ先
 川崎市麻生区早野 732 番地
 川崎市早野聖地公園事務所
 ☎ 044 (987) 7855